

火災ごみについて

西宮市では、ご自宅が火災に遭われた方に対し一部ごみ処理手数料を減免しています。火災現場所管の消防署にて罹災証明書の交付を受け、施設操作課（0798）22-6601までご連絡ください。現地確認の日程等を相談させていただきます。

生活用品につきまして、ごみ処理手数料の減免をさせていただきます。

尚、下記の内容は搬入できません。

- ・家電リサイクル対象の家電品
- ・パソコン
- ・耐火金庫
- ・消火器
- ・ピアノ
- ・業者に依頼した際の、建築構造物・付帯物・コンクリート片・がれき・燃え殻・灰・土砂等

上記以外にも、搬入できないものもあります。

詳しい内容は、現地確認時にご説明させていただきます。

西部総合処理センター搬入時、業者に依頼される際は車両に被災者家族さま等の同乗が必要になります。

業者さま用参考資料（ひょうごの環境 産業廃棄物処理業者名簿）

リンク

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/recycle/leg_272/leg_392

火災現場所管の消防署にて、
罹災証明書の交付を受ける



現地確認の日程調整
(0798)22-6601 施設操作課まで
ご連絡ください



現地にて詳細の説明
(搬入可能なもの・車両への積み方・予約等)



西部総合処理センターへ搬入